

滋賀県立陶芸の森のあり方について(案) (概要版)

～陶芸文化・陶器産業の魅力発信と信楽地域の賑わい創出のために～



滋賀県立陶芸の森の概要

2

●設置目的

県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とすることにより県の陶器産業の振興と文化の向上を図る。
(条例第1条)

●設立時期

平成2年（1990年）6月2日

●施設概要

①敷地面積 393,917.02㎡

②施設の構成

- ー公園 【多目的広場、野外展示場、遊歩道等】
- ー陶芸館 【作品の収集、保存、展示】
※収蔵点数 1,836点（R5末時点）
- ー創作研修館 【アーティスト・イン・レジデンス事業（AIR事業）の実施、施設管理部門】
- ー信楽産業展示館（※市有施設）
【信楽焼製品の展示販売、レストラン、ホール】

●運営形態

指定管理 現：（公財）滋賀県陶芸の森
（公募）（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

●来園者数等実績

年度	入園者（人）	陶芸館観覧者（人）
H27（2015）	400,238	56,431
H28（2016）	387,061	21,556
H29（2017）	353,781	20,793
H30（2018）	346,164	21,413
R1（2019）	448,557	30,511
R2（2020）	339,892	25,138
R3（2021）	352,159	21,370
R4（2022）	346,154	16,972
R5（2023）	382,274	34,061

●つちっこプログラム参加者（出張プログラム含む）
R5 11,755人 H14～R5累計 176,545人

●AIR事業利用者（スタジオ・アーティスト）
R5 40人 H4～R5累計 1,116人

1. 滋賀県立陶芸の森の課題等について

内部環境要因

強み

- 収蔵品の蓄積(国内外の現代陶芸、滋賀ゆかりの陶芸など約1,800点)



岡本太郎
「犬の植木鉢」



神山清子
「小紋皿」



高橋春斎
「信楽しのぎ大壺」

- 魅力的な展示による集客力

- アーティスト・イン・レジデンス事業(AIR事業)
参加者を通じた世界とのつながり、情報発信



- つちっこプログラム(作陶体験)による
心豊かな子どもの育成



- 緑あふれる公園としての魅力(観光入込客数 県内27位 ※R5)

外部環境要因

機会

- 地方創生(周辺施設との連携)
- 情報通信技術の発達
- 試験場の隣接地への移転
- 新名神高速道路の開通

弱み・課題

- 施設・設備の老朽化



陶芸館地下天井
(雨漏り)



陶芸館展示室壁



第4駐車場トイレ

- 収蔵品の活用率の低さ(常設展示のスペースがない)

- 展示・保管環境の課題



容量が不足する
陶芸館収蔵庫



環境に難のある
収蔵庫への搬入口

- 取組・成果の見える化(つちっこプログラム、AIR事業)
- つちっこプログラムの安定的な事業運営(財源、実施主体)
- 観光インフラ(インターネット環境、交通アクセスなど)
- 公園機能の魅力向上
- 必要となる財源の確保等

脅威

- 施設に求められる水準等の変化
- 産地における後継者不足
- 人口減少、少子高齢化
- 物価高騰等による展覧会開催をはじめとする諸経費の増加

2. 陶芸の森の活動の方向性

4

陶芸文化・陶器産業の魅力発信と信楽の賑わい創出を目指し、活動の方向性に「つなぐ・育てる」を加え、活動をより充実させる。

これまで

① 創る・学ぶ

- ・ 陶芸を核に作る喜びを再発見
- ・ 陶芸全般の歴史、技術、芸術、魅力の理解・共感

② 学ぶ・交わる

- ・ 草花と対話し、土に触れ時間を忘れて憩う
- ・ 文化の違う人々、業種を異にする人々の交流

③ 見る・触れる

- ・ 芸術性の高い作品を、ともに見て触れて感動

+

新

④ つなぐ・育てる

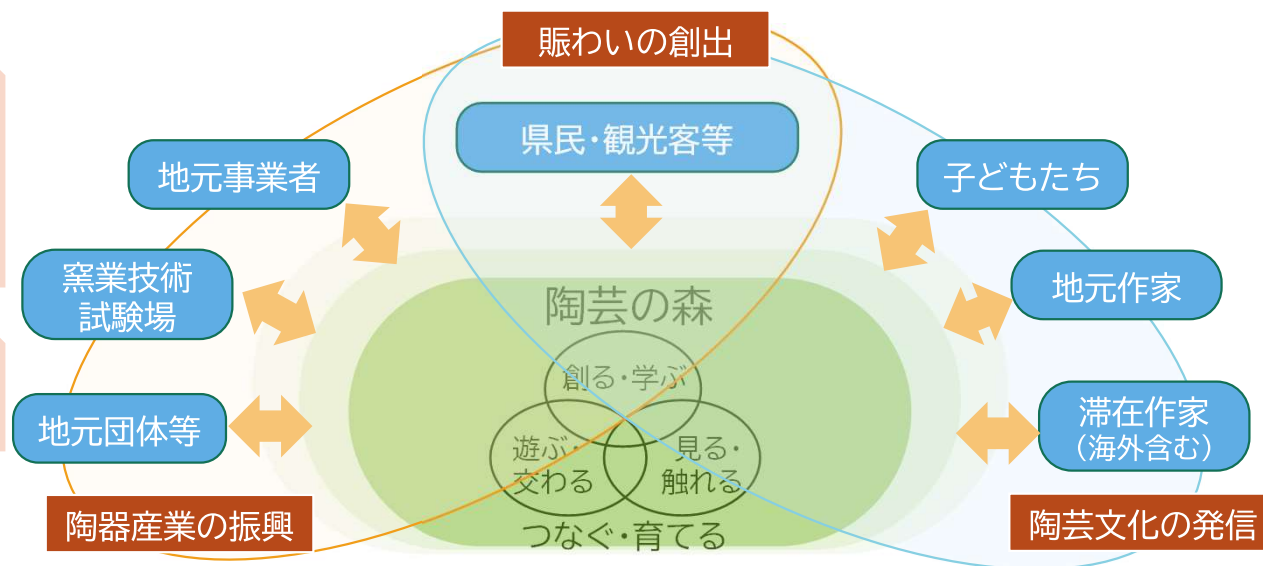
- 地域(住民・産地組合・作家・企業等)、窯業技術試験場、教育機関等が陶芸の森をきっかけ(ゲートウェイ)としてつながり、陶器産業の後継者・若手陶芸家の育成や信楽地域の活性化(賑わい創出)に寄与する。

“つなぐ” の例

- 陶芸の森をきっかけとして、
- ・ 地元作家と地元事業者(窯元)
 - ・ 子どもたちと作家・窯元
 - ・ 地元作家・窯元・試験場と世界の作家
 - ・ 観光客(海外含む)と地元観光業界
 - ・ 信楽と六古窯など他の産地
- 等がつながる。

“育てる” の例

- ・ 陶芸家(海外含む)
- ・ 陶器産業の後継者
- ・ 焼き物のファン(将来の担い手)を育てる。



3.「つなぐ・育てる」における陶芸の森の役割について

5

- 陶芸の森が信楽のまちづくりにおいてすべてを担うことは困難であり、**その役割を明確化すべき**である。
- 陶芸の森は、各種事業をより魅力的なものとし、発信していくうえで、**信楽地域にある各主体と連携していくことが重要**である。

① 甲賀市等の地域の主体(※)に求める役割

※ 甲賀市、産地組合、商工会、観光協会、地元企業 など

- ・ 信楽焼の、産業としての歴史・魅力の発信(信楽伝統産業会館など)
- ・ 地域の魅力向上、陶芸の森を活かしたまちづくり(協議会などのネットワークづくり)
- ・ 地域と陶芸の森、地域と地域をつなぐことのできるまちづくり人材((仮)プロジェクトマネージャー)の育成
- ・ 甲賀市信楽町における空き家、空き工場等を活用した地域の活性化等(エリアリノベーション)
- ・ 窯業技術試験場における人材の育成

② 陶芸の森の役割

- ・ 陶芸文化を発信し、**各主体が連携していくためのきっかけ(ゲートウェイ)となる。**
- ・ 収蔵品等を活用することで信楽焼にとどまらず**広く陶芸の魅力を世界に発信することで、信楽の町とより多くの人とをつなぐ。**

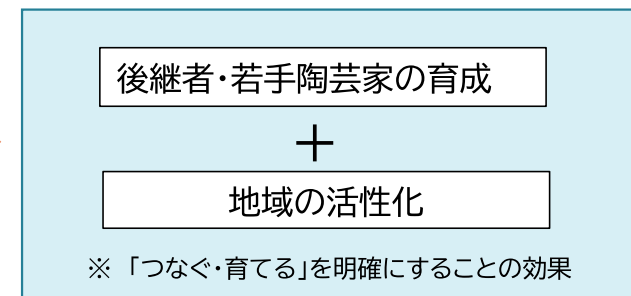
その役割を果たすために…

(陶芸の森の外へ)

- ・ 地域で行われる各種イベント等への関与、滞在作家等との交流機会の提供等
- ・ 地域の作家等が講師を務めるつつっこプログラム
- ・ 各種事業の成果の見える化・情報発信機能の強化

(陶芸の森の中で)

- ・ 各種事業の強化・充実。地域で行われる各種イベント等における場所の提供
- ・ より多くの誘客につなげるための、公園としての魅力向上



4. 強化・充実すべき観点

6

- 強化・充実すべき観点について、下記のとおり整理し、3つの柱に沿って具体的な検討に取り組んでいく。

強化・充実すべき観点

【つなぐ】

- 陶芸の森の事業間連携(つなぐ)のさらなる充実
- 地域の主体(※)との連携(つなぐ)による陶芸の森事業のさらなる充実
(そのための人材の確保を含む。) ※ 甲賀市、産地組合、商工会、観光協会、地元企業 など
- 他の美術館との連携(つなぐ)による陶芸文化の発信
- 陶芸にまつわる産業の発信(産業とアートの融合 など)

【育てる】

- つちっこプログラム、アーティスト・イン・レジデンス事業の安定的な運営、充実(財源確保、講師・制作場所の確保等)

【つなぐ・育てる】

- 収蔵品の有効活用による歴史、技術、芸術、魅力の発信(屋外展示を含む)
- 窯業技術試験場、地元企業と滞在作家の交流の充実による人材育成
- 子どもたちや滞在作家の作品の展示、情報発信等による成果の見える化

【その他】

- 公園としての魅力向上



(1) 展示機能の充実

(2) 陶器・陶芸に係る人材育成

(3) 誰もが気軽に公園を訪れ、
楽しむための環境整備

5. 今後の取組み

7

- 活動の充実強化のため、バリアフリー対応など施設に最低限求められる水準等への変化の他、以下の3つの柱に沿って具体的な検討を行う。

(1) 展示機能の充実

- ・ 常設展示、つちっこプログラム等の作品展示に向けた産業展示館等の活用の検討
- ・ 美術品を展示する上で最低限必要となる展示室・収蔵庫等の環境整備
- ・ 他の県内美術館との連携による重要文化財の展示等
- ・ 収蔵スペース拡張の検討

など

(2) 陶器・陶芸に係る人材育成

- ・ 滞在作家の居住環境の快適さの確保
- ・ 窯等の設備の適切な維持管理、更新等
- ・ つちっこプログラムに関して、産業展示館や故神山清子氏の住居など周辺施設の利用の検討
- ・ 陶芸に関する知識等に触れることのできるスペースの検討

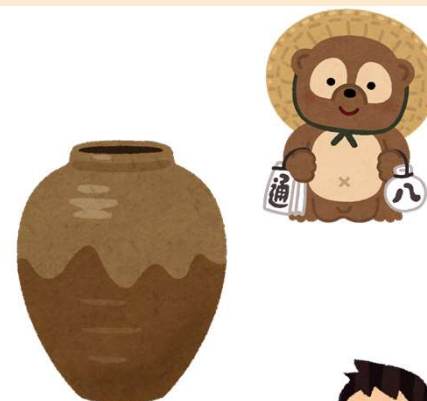
など

(3) 誰もが気軽に公園を訪れ、楽しむための環境整備

- ・ 公園内施設におけるバリアフリー対応
- ・ 陶芸文化や信楽の雰囲気を感じる屋外美術館のような空間づくり

など

※ 駐車場の有料化については、気軽に訪れることのできる公園という観点から慎重な検討が必要



6. 今後の進め方について①

(1) 「つなぐ・育てる」を反映した取組について(ソフト面でのあり方の反映)

① 県が主体となり実施するもの

●「つなぐ・育てる」のための土壌づくり(ネットワークの形成等)(令和6年度～)

- (想定事例)
- ・ 故神山清子氏の自宅等の活用に向けた甲賀市との連携協議
 - ・ 信楽まちづくり会社との関係づくり
 - ・ 地元企業との連携強化
 - ・ 他の公園と連携した取組み(PR等)の充実(THEシガパーク)

② 指定管理者が主体となり実施するもの(県の役割＝指定管理の仕様の検討、指定管理者の選定、事業計画の承認)

(i) 現指定管理者の令和7年度事業計画の確認(あり方検討の内容についての反映状況)・承認 (令和6年度)

- (想定事例)
- ・ レジデンス作家と信楽町内の陶芸家等との交流機会を積極的に設定
 - ・ 信楽窯業技術試験場の研修生、信楽焼産地関係者等への展示解説等による人材育成等
 - ・ 若手陶器産業後継者、信楽窯業技術試験場の研修生、レジデンス作家の交流事業
 - ・ 生活(食など)と関連した展示による陶芸文化の発信

(ii) 令和8年度以降の指定管理者の選定の仕様について検討(令和6年度～)

→ 令和7年度に次期指定管理者選定

(iii) 次期指定管理者の年度ごとの事業計画の内容を確認したうえで承認(令和7年度以降毎年度)

6. 今後の進め方について②

9

(2) 施設の改修・有効活用等 (ハード面でのあり方の反映)

● 県が主体となり、3つの柱に沿った施設改修等の具体化を、財源も含めて検討する。

- ① 具体の改修箇所についての調査・検討(～令和7年度)
- ② 産業展示館の活用に向けた甲賀市との協議・甲賀市内部における検討(令和7年度～)
- ③ ①②を踏まえ、財源を含めた全体方針の検討・決定(令和8年度～)

(想定改修箇所)

- ・ 展示室出入り口のシャッター改修(高気密化)
- ・ 収蔵庫の空調機の更新等による調湿機能の強化
- ・ 収蔵庫の拡張
- ・ 滞在作家の居住部、共有部分の改修による快適な空間確保
- ・ 屋外エレベーター等の設置
- ・ 授乳室、体調不良者の休憩スペース等の設置 など

(3) 中長期的な視野に立った運営・人材育成を可能とする体制の検討

● 中長期的な視野に立った運営・人材育成を可能とする体制について検討する。(R6年度～)
(ex: 指定管理期間の長期化等)

(想定スケジュール)

		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)
指定管理 スケジュール	指定管理 期間	R3～R7(5年)			R8～R12(現行通り5年の場合)				
	選定作業	(1)②(ii) 次期指定管理仕様の検討 (3)中長期的視野 に立った運営が 可能な体制の検討	(1)②(ii) 次期指定管理者の選定						
あり方の反映	ソフト面	(1)②(i) 現指定管理者の R7事業計画の承認 (反映状況の確認)	(1)②(iii) 新指定管理者の事業計画の承認 (反映状況の確認) ※毎年度						
		(1)①連携の土壌づくり (ネットワークの形成)							
	ハード面	(2)①改修箇所調査・検討	(2)③全体方針検討・決定	設計・工事等 ※期間は改修等の内容による ※必要に応じ休館を伴う					
			(2)②甲賀市との協議等 (甲賀市における検討含む)						